

平成25年（行ウ）第162号 事業認可処分取消請求事件

原告 ○ ○ ○ ○ 外4名

被告 国

参加人 東京都

求釈明申立書4の補充書

2014年（平成26年）5月27日

東京地方裁判所民事第3部A1係 御中

原告訴訟代理人弁護士 坂 勇 一 郎

同 加 納 小 百 合

同 泉 澤 章

同 洪 美 絵

同 上 原 公 太

同 瀬 川 宏 貴

同 久 保 田 明 人

原告の求釈明書4の第1について、次のとおり補充する。

原告の求釈明申立書2第2項に対して、参加人は、上記の求釈明に対して、準備書面(3)の第1において、回答を行った。

しかしながら、原告が上記において釈明を求めていたのは、外環の2において「事業地を使用する部分」及び「事業地を収用する部分」の区画が具体的に定められたのは、いついかなる手続きによるものかであり、この点について参加人は何ら回答しなかったため、原告は求釈明書4の第1において、重ねて釈明を求めた。

その趣旨は、「事業地を使用する部分」の区画線、及び、「事業地を収用する部分」についての区画線が、いついかなる手続きにより定められたのか、明らかにすることを求めるものである。

すなわち、今回の事業認可においては、図面(乙4)のとおり、「事業地を使用する部分」の区画線、及び、「事業地を収用する部分」についての区画線が確定されているが、この区画線がこのように図面をもって具体化、決定されたのは、昭和41年の都市計画決定時か、その後のいずれかの時点か、平成19年4月の「外環本線」計画の変更決定時点か、あるいは、今回の事業認可決定時点か。また、その具体的な手続きは、いかなる法律上の根拠に基づいて、具体的にいついかなる手続きにより行われたのか。会議対等による場合は、会議名や開催日時を含めて明らかにされたい。